

◎新潟県告示第59号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年1月24日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
カワチ薬局 長岡店	長岡市喜多町字鎧潟755	令和5年1月1日
大手薬局今朝白店	長岡市今朝白1丁目13-28	令和4年10月31日
川田歯科矯正歯科医院	三条市興野2丁目21-18	令和4年11月30日
川西歯科	十日町市春日町1丁目102番地	令和4年10月31日
金丸歯科医院	五泉市駅前2丁目8番14号	令和4年11月30日
医療法人おけさ会 佐和田歯科クリニック	佐渡市八幡町332番地	令和4年10月31日
小木調剤薬局	佐渡市小木町1974	令和4年4月3日